

## エキノコックス症第二次検診委託業務処理要領

### 1 目的

この要領は、北海道エキノコックス症対策実施要領（以下「実施要領」という。）第4の2の（2）に定める第二次検診を医療機関に委託する場合（以下「委託検診」という。）において、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は北海道とする。

### 3 検診対象者

第二次検診の対象者は、実施要領に定める次の者のうち、対象者の居住地を所管する保健所（以下「居住地保健所」という。）から、別紙様式1による受診票の交付を受けた者とする。

- (1) 第一次検診の結果、陽性又は疑陽性であった者
- (2) 要観察者（第二次検診の結果、経過観察を必要とする者）
- (3) その他、医師の指示のあった者

### 4 実施方法

- (1) 北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課（以下「感染症対策課」という。）は、エキノコックス症第二次検診を実施するに当たり、適当と認める医療機関と委託契約を締結し、当該医療機関（以下「委託医療機関」という。）は、その委託契約に基づき検診を実施する。
- (2) 委託医療機関を所管する保健所（以下「委託所管保健所」という。）は、委託検診を実施するに当たり、当該医療機関と協議の上、実施期間及び受付時間等必要な事項を定めるとともに、居住地保健所へ連絡する。
- (3) 委託所管保健所及び居住地保健所は、対象者に対して関係市町村を通じ第二次検診の案内を行うほか、委託検診の受診を希望する者等に対して受診票を交付する。
- (4) 居住地保健所は、関係市町村から送付を受けた別紙様式2による検診対象者一覧表の写しのほか、検診に必要なその他の書類等を委託所管保健所へ送付する。
- (5) 委託所管保健所は、関係市町村及び居住地保健所から送付を受けた検診対象者一覧表の写しのほか、検診に必要なその他の書類等を、検診実施時期までに委託医療機関へ送付する。
- (6) 委託医療機関において第二次検診を受診しようとする者は、居住地を所管する保健所から交付された受診票を持参する。
- (7) 委託医療機関は、受診者に対し、問診、採血、腹部超音波検査を実施する。  
また、血液については血清に分離後冷蔵保管する。ただし、委託検診が長期間にわたる場合には冷凍保管する。
- (8) 委託医療機関は、検診終了後、速やかに血清を委託所管保健所あて送付する。
- (9) 委託所管保健所は、別紙様式5により血清を道立衛生研究所感染症部医動物グループ（以下「衛生研究所」という。）へ送付し、行政検査を依頼するとともに、依頼書の写しを感染症対策課宛て送付する。
- (10) 衛生研究所は、委託所管保健所から依頼のあった行政検査を実施し、検査結果を速やかに依頼のあった保健所へ通知するとともに、成績書の写しを感染症対策課宛て送付する。
- (11) 委託所管保健所は、衛生研究所から通知を受けた検査結果を速やかに委託医療機関へ通知する。

- (12) 委託医療機関の検診医師は、別紙様式3による検診結果表に必要事項を記載して委託所管保健所あて送付するとともに、検診医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、血清学的診断がなされたものについては、実施要領に定める法に基づく届出を最寄りの保健所へ行うものとする。
- (13) 委託所管保健所及び居住地保健所は、委託医療機関から送付（居住地保健所分は委託所管保健所を経由）を受けた検診結果表に基づき、次回以降の受診に係る保健所長の意見を付して、検診結果表の写しを関係市町村に送付する。  
なお、検診結果表については、要観察者から除外した年度の翌年度から起算して、5年間保管するものとする。
- (14) 関係保健所から検診結果表の写しの送付を受けた市町村は、その結果について受診者に対し通知する。

## 5 委託料の請求及び支払

- (1) 委託医療機関は、委託料を請求しようとするときは、別紙様式4によるエキノコックス症第二次検診請求書に受診者が持参した受診票を添付の上、検診期間完了の日の属する月の翌々月の10日までに総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）（委託所管保健所）あて提出するものとする。
- (2) 総合振興局（振興局）保健環境部（地域保健室）（委託所管保健所）は、適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を委託医療機関に支払うものとする。

附 則

この要領は、平成10年 9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年 1月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年 9月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年（2023年） 6月29日から施行する。